

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ファンシータウン

所在地 岡山市駅元町一番街地下五号

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社岡山ステーションセンター

住所 岡山市駅元町一番一―二〇一号

代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 司

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社ワールドストアオペレーション

(変更後) 株式会社ワールドストアパートナーズ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者（イルヤ株式会社を削除し、株式会社カタヤマを追加するものである。）

(変更前) 株式会社ワールドストアパートナーズほか十一社

(変更後) 株式会社ワールドストアパートナーズほか十一社

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 株式会社ワールドストアパートナーズ

(変更前) 代表取締役社長 池上 雅俊

(変更後) 代表取締役社長 南山 学

イ 株式会社三愛

(変更前) 取締役社長 保前泰三郎

(変更後) 取締役社長 馬場 末男

ウ 株式会社鈴屋

(変更前) 代表取締役社長 伊狩 悟

(変更後) 代表取締役社長 野々垣健五

エ 株式会社ポイント

(変更前) 代表取締役社長 福田三千男

(変更後) 代表取締役社長 石井 稔晃

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 平成十二年十月一日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 平成十八年七月七日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 株式会社ワールドストアパートナーズ 平成十六年十月十五日

イ 株式会社三愛 平成十七年九月一日

ウ 株式会社鈴屋 平成十八年六月一日

エ 株式会社ポイント 平成十八年六月十三日

二 届出年月日

平成十八年八月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年八月十五日から平成十八年十二月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課